

身体拘束最小化のための指針

I. 基本理念

身体拘束は患者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻害する行為です。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりがその弊害を理解し、身体拘束ゼロを目指したケアの実践に努めます。

II. 基本方針

- 身体拘束は原則禁止とし、緊急やむを得ない場合を除いて行わない。
- 「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たす場合のみ、患者・家族の同意を得て実施。
- 身体拘束実施時は、記録を整備し、早期解除に向けた努力を怠らない。

III. 身体拘束ゼロに向けた行動指針（抜粋）

1. 身体拘束は廃止すべきもの。
2. 安易に「やむを得ない」で拘束を行わない。
3. 創意工夫をもって拘束を回避する。
4. 患者の人権を最優先に考える。
5. 拘束を行った場合も「ゼロ」を目指し続ける。

IV. 身体拘束を行わないためのケア方針

- 患者主体の生活支援を行い、精神的自由を妨げない。
- 他職種連携による個別対応を徹底。
- 安全確保を理由に自由を制限する場合は委員会で検討。
- 職員全体で拘束の必要性を常に振り返り、共有認識を持つ。

V. 禁止される具体的行為（例）

- 四肢をひも等で縛る
- サイドレールで囲む
- ミトン型手袋の使用
- Y字型抑制帯の使用
- つなぎ服の着用
- 過剰な向精神薬の使用
- 隔離による行動制限

VI. 指針の公開

本指針は外来に設置し、患者・家族がいつでも閲覧可能。

令和5年4月1日作成

令和6年5月22日改定